

人口問題研究所
研究資料第六〇號

米國社會保障制度の研究
(その二)

昭和二五年七月二五日

厚生省人口問題研究所

目次

第二部 特殊問題

第五章 困窮者の内容

第六章 私的年金制度と退職金制度

第二部 特殊問題

第五章 困窮者の内容

前章において我々は社会保障制度における公共扶助制を論じたのであるが、これは居住する州の規定する資格条件に合致する困窮者を扶助するものである。そしてこの扶助を受けうる資格、条件は州の管理するミーンズ・テストによつて決定される。前にも述べた如く手当額やその決定方法、資格条件特に認容される資産の限度、親戚の責任に關しては州によつて著しく相違している。また社会保障法によつて認められない原因によつて困窮に陥つた貧困者に対し扶助を与える場合の範圍も州によつて異なっている。

しかるに他方において養老遺族保険制度はミーンズ・テストを行わないで養老ならびに補充的給付を支給するものである。法定職種外の者や法定職種であつても規定された資格をうるに必要な期間従業しない者はこの制度から除外される。この制度は大體給与税によつて賄われるのであるが、遠い将来においては雇主と使用人が支拂う税は受給者が受ける給付の極く一部にしかあたらないうらになつてゐる。

かくて現行制度においては、困窮してゐない人々が他の人々の負担する税から給付を受領することになるにもかかわらず、他方において困窮して眞に扶助を必要とする人々が公共扶助を受けざる資格がないとゆうが如き矛盾が生じてゐる。保険と扶助の二箇の制度の間隙にはさまつていづれからの保護をも受けえないとゆう人々が生ずるのである。この矛盾は、将来受けるべき給付のコストに

対し曝出した者のみが被保険資格を有するのだとゆう保険原理から生ずるものである。しかしその場合の考え方は、保険制度の包括対象が拡大されると共に保険加入者と非加入者の差別を設ける意義も必要もなくなり僅か極く一部の者のみがミーンズ・テストの下に公共扶助を受けることになるであろうとゆうのである。いづれにしても人口のかなり大きな部分が拡大された保護を受けえないとゆうことは、政治と法の前における平等とゆう民主主義的思想を侵犯するものであるといえるであらう。

ここで我々が問題とせねばならないのは次のような諸点についてである。困窮者とは誰を意味するのか。養老遺族保険制度が拡大される時機が経過すると困窮者の大部分が被保険資格を取得し維持するに足るだけの高所得と持続期間を持つに至るであろうか。或はまたミーンズ・テストの下に公共扶助を受けねばならないであろうか。現在保険と公共扶助の二箇の制度の間隙にあつていづれの制度の恩恵をも受けえない種類の人々とはいかなる範疇の人々であろうか。

以上の問題に対しては利用しうべき統計上の制約のために正確な具体的回答を出すことは不可能である。本章の目的とするところは、困窮者の特質を示すためにアメリカの家族並びに家族を形成していかない個人の所得に関する最近の統計を要約することである。

特に強調せねばならないのは困窮者の特質である。政府統計はしばしば家族ならびに個人の所得階級別分布を示していない。また少額所得者については、これらの統計は誰がこのような少額所得者であるか或はそうなった理由を充分に明らかにしていない。三十年代の不況時代において膨大な失業者が生じたが低所得の多数の人々の存在は一つの理由、失業によって説明することができる。

もう一つの説明理由は低賃銀である。しかし過去四年間の経験における如き勞働不足と比較的高い賃銀の時代に於ても尚極めて低い所得者が存在するのはいかなる理由によるものであろうか。例えは一九四八年四月において一〇〇〇円以下の貨幣所得を有する家族や個人が八百万以上もあつた理由は如何？

いくたの理由の中で重要なものは、純粹に統計上のものであつて、その数字自体が誤謬であることを意味する。これには次の四箇の理由が存在する。

(1) 所得、資産には次の四つの主な形態がある、(a) 貨幣所得 (b) 現物所得 (c) 親戚友人からの贈与 (d) 公共機関による無料サービス。統計上最も單純なる方法は調査にあつて個人乃至家族の成員の貨幣所得のみに制限することであつて、或は精々その他の源泉からの貨幣所得を加える程度にとどめることである。この方が採用されることが多い。非貨幣所得は屢々 *imputed income* と呼ばれるがこれは全然報告されないか或は統計表作製にあつて除外される。貨幣所得のみの資料を用することは特に農家の場合誤つた結果をもたらすのである。即ち農民の所得の中においては農業上の住宅や農場からえられる食糧等の如き現物が重要項目となつてゐるからである。また都市においても自己の住宅を所有してゐる場合の家賃相当部分が貨幣所得に計上されないため、所得分類において實際より低い階級に算入されることとなる。

(2) 第二の統計の誤謬は、調査の際の昨年の所得に対する統計上の廣向に対する回答に現われてくる。それは「昨年の所得」といつた場合暦年或はその時以前の十二ヶ月のいづれかを意味するのであるが、毎年五月或は六月に学校を卒業して勞働市場に入り込む数百万人の暦年或は十二ヶ月間の

所得は当然少いわけである。例えば六月に卒業して九月に就職し月一〇〇弗の所得がある場合暦年で所得を合計すれば僅か四〇〇弗の収入となる。しかし事實においては年間一三〇〇弗の所得率をもつてゐる。だから翌年には一二〇〇弗の所得群に包含されることになるが、毎年このような事際より低い所得群が統計上に表われているのである。

(3) 第三は自己の計算で營業に従事し、或は手数料による職業に従事する人々の場合である。特にその仕事の性質上好況不況が甚しい場合統計上特殊の問題を生ぜしめる。この場合数年間の平均の所得をとれば彼等の眞の經濟状態は表現しうるのであるが、ある一年だけの所得では彼等の眞実に近い所得なり經濟状態を示していないといわねばならないであろう。賃銀勞働者や俸給生活者も時には疾病或は失業のためある年の所得は通常の年よりも遙かに少いことがある。従つてその年の特に低い所得は必ずしも彼の通常の慣例的な収入水準を示していない。そのような特殊事態が一时的なものにすぎないならば、翌年には正常な所得水準に復帰しうるであろう。このような人々の所得については、直前の数年間の平均所得の方が單一の一年よりもすぐれた指標になるであろう。貯蓄や債権があればこれによつて苦境を切抜けることができ、一時的な少い貨幣所得に基く困窮状態に陥らないですむであろう。

(4) 家族の概念はその大きさの変化や構成員の分散等の理由で、重大な困難を生ずる。統計上では通常家族を「一軒の住宅内に居住する living in one home」とゆう基準で使用しているが、これは明らかに家族の經濟状態を現実に測定し表現するものではない。とゆうのは同じ住宅に居住しないで分散しているそれそれの構成員が現実に互に高度の責任を分担しているからである。

現実の多くの例においては一人で生活している個人が統計上の目的に対して一家族或は一消費單位を構成している。この一人家族の貨幣収入即ち所得は現実において低いかもしれない。しかしこれらの人々の大部分は事実においてはるかに大きい家族の一成員でありながら現実には分離して生活しているとゆうのがおそろく眞実であろう。例えば家庭から離れて始めて独立した子供達や或は独立している子供達から部分的な補助を受けている老夫婦の場合におけるが如く彼等の少額収入即ち貨幣所得はそれだけでは不足するためより大なる家族から贈与或は手当の補助を受けるであろう。上述の如く現実の家族は統計上の家族とは異なるのであつて、若い世代が独立して生計をたてたといつても必ずしもこの家族関係が破壊されるわけではない。

老母が自己の極めて僅かな貨幣所得でゆつたりした生活を行っていることが多い。その理由は彼女が自己の住宅を所有し、かつすでに独立して離れていつた子供達の援助を受けているからである。以上によつて理解しうる如く、一定の年の貨幣所得を基礎とした統計に於ては、その所得の範疇内に一時的に貧困である人々やいかなる意味においても困窮しているといえない多くの人々を包含しているのである。

茅(2)で述べた如く学校を出たての若い人々の最初の数ヶ月の貨幣所得が極めて低いからといって困窮状態にある人々の範疇に包含されるべきものではないであろう。自己の勘定で危険負担をする企業家がその年においてたまたま収入が少いからといつて必ずしも困窮しているとはいえないであろう。以上述べてきた低貨幣所得群の中には、もし保険の対象が拡大されたならば養老遺族保険の被保険資格を取得維持しうる人々が沢山包含されていると考えられるのである。

しかし、現実において、困窮者の範疇に属する人々も非常に多いのである。あるグループの人々は、その数は確認されていないが、明確に困窮者に属するものと認めることが出来る。そのグループとしては

(1) 精神状態、肉體状態、或は性格上の瑕疵のために一貫して稼ぐことの出来ない、或は稼ごうとしない人々。雇主の立場からみた場合、彼等は雇用することのできない人々であり、僅かに精々労働不足の時期においてのみ雇用される可能性があるにすぎない。

(2) 老令者特に老令婦人は現状の下においては雇用されない。寡婦或は離縁された老令の妻はこのグループに属するであろう。

(3) 近代において重要なグループに属するものであるが、小さな扶養児童を有する妻か夫から遺棄され、しかもその事態に対処しうるだけの能力を持たない場合である。妻は自由労働者になる以外、なんらの技能も有せず、しかも子女扶養の責任のために自由労働さえ困難である。

(4) 零細農民や一部小作農民。彼等は零細な貧瘠な土地、貧弱な設備、僅かな家畜から生計をやつたとたゞ、いる。彼等は近代的な農耕を行うに必要な教育や経験さえ缺助している場合が多いのである。また、彼等の大家族制はこのグループの特徴である。

(5) 第五のグループとして多くの職業に従事する者の中でその職業上必要不可欠な教育や訓練をうけていない人があげられる。一部の者は先天的なすぐれた能力をもちながら、若い時代に正式の教育を全然受けなかったために、高度の知識や技能を獲得しえないでいる。正式の基本的教育を受けて始めて、その基礎の上に貴重な技能を取得しうる能力ができるのである。この分野に関しては統計は

低所得と正式教育の低水準の共存を示している。正式教育の低水準とゆうことは(1)教育上の機会の
欠如(2)機会を利用しうべき財政力の欠如(3)教育の進歩向上に必要な家族や環境における指導や刺戟
訓育の欠如(4)知識や技能の習得に必要な精神的能力の欠如等を表現してものといえるであろう。

少青年時代とゆうのは、通常正式の教育を受ける時期のことである。即ち六才から十四才ま
では初等教育、十四才から十八才までは中等教育、十八才から二十二才までは専門教育の時期であ
る。だから現在五六才の人々についての統計は今から四三年乃至五九年以前の教育状態を反映して
いることになる。教育上の機会は現世紀の始めに比較すると現在では比較にならぬ程よくなってい
る。

Ⅰ 利用しうる統計

以上説明してきたような色々なファクターの存在することは、これらのファクターが現実におい
て極めて重要な地位をしめている分野例えば救済や社会保障の如き分野において客観的な研究を続
けてきた人々にはずっと前から知られていたものである。しかし大部分の研究者は多くのファクター
のウエイトを決定するに必要な包括的ないかも規則的に蒐集された資料が僅少なことで、特殊研究
に際してサンプリングによつてえられた断片的な資料に依存せねばならないとゆう制約によつて異
常な困難に直面しているのである。

このときあたり丁度経済報告に関する総合委員会の低所得家族に関する小委員によつて蒐集さ
れた低所得問題に関する資料としての「低所得家族と経済的安定」(Low-income Families
and Economic Stability)の研究が発表されたことは裨益するところ大であるであろう。

此は新しく広汎な特殊研究を行ったものでなくむしろ従来の問題に注意を集中して利用可能な統計を編集したものであるといえよう。我々はこの報告書中社会保障のコストと財政に最も関係のある統計についてのみ要約することにとどめよう。

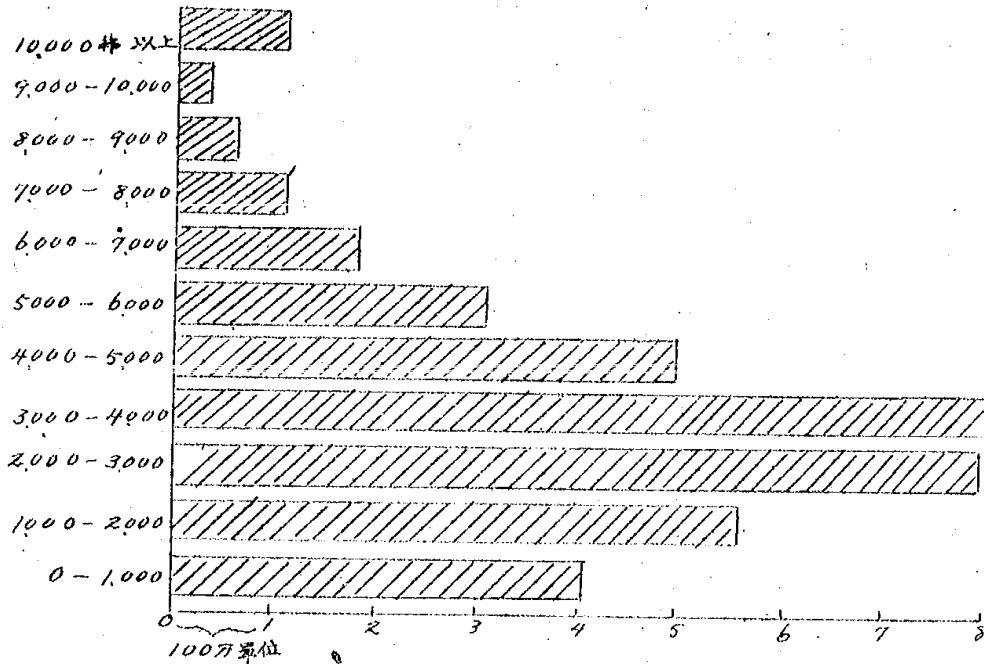
家族と個人 センサス資料においては「家族」(“Families”)と「家族内にいない個人」(“Individuals not in the families”)とを厳密に区別している。この両者の合計は一九四八年において四六・七百万でそのうち八・一百万即ち一七・四%は「家族内にいない個人」であった。センサスにおける最低貨幣所得階級は「一〇〇〇円以下」である。八一〇万のうちこの階級に属するものは四一〇万即ち五〇%余であった。第二番目の最低貨幣所得階級は「一〇〇〇円乃至二〇〇〇円」のものである。この階級の七四〇万のうち一八〇万は家族内にいない個人である。センサスによれば一九四八年において二〇〇〇円以下の貨幣所得階級一五・五百万のうち約五・九百万即ち三八%は家族内にいない個人であった。

貨幣所得が三〇〇〇円以下で家族内にいない個人の特色は六五才以上の者並びに婦人の比率が比較的高いことである。貨幣所得が一〇〇〇円以下の家族内にいない個人四一〇万のうち六五才以上の者は精々四〇%で婦人は殆んど六〇%を占めている。貨幣所得一〇〇〇円以下のこれらの個人の年令別、性別分布は、僅か四〇%が雇用されてある事実を部分的にはあるが説明している。雇用されている婦人のうち六一%は最低賃銀職業の一つである。「サービス」業に従事している。

貨幣所得別家族の分布。次に示した図表は三八・五万家族(家族内にいない個人を除く)の一九四八年における貨幣所得についてその分布を示したものである。

一九四八年におけるアメリカ貨幣所得分布

(總計3850万家族)



備考. アメリカ前掲書 88頁

本図表の示すところによれば、一〇〇〇〇ドル以下の貨幣所得家族は四〇〇〇万で總家族数の一〇・六％であり、一〇〇〇〇ドル乃至二〇〇〇〇ドルの家族は五六〇万で全体の一四・五％を占めている。この二階級を合計すると二五・一％となり、全体の四分の一となる。従って二〇〇〇ドル以上の家族が四分の三を占めていことになる。しかも三〇〇〇ドル以上の貨幣所得家族が半分以上を占めていゝ。

以上の数字には農民家族も含まれていゝのであるが、客観的分析において貨幣所得の意義に關して異質的な農家を非農家と一緒に扱うことは合理的ではない。二〇〇〇ドル以下の貨幣所得家族九六〇万のうち約三三〇万は農業家族で残りの六三〇万は都市地区ならびに

「農村の非農家地域」註 (*rural nonfarm areas*) に居住する非農家である。

註 センサスにおいては人口二五〇〇以上の地区に居住する者は *rurban* として分類され、二五〇〇以

下の地区に居住し農業を営まない者は *rural nonfarm* として分類されている。

II. 非農家

年令と低所得。前述の非農家六三〇万の貨幣所得は二〇〇〇弗以下であつて、その四分の一以上（一七〇万）の家族の長は六五才以上であつた。そしてこの六五才以上の長の家族の約半分はその貨幣所得が二〇〇〇弗以下である。しかし以上の貨幣所得には自己所有の住宅の家賃相当部分が含まれていない。報告書は、貨幣所得が二〇〇〇弗以下であり、家長が六五才以上の家族の約三分の二は自己の住宅を所有していた事実を明らかにしている。また三〇〇〇弗以上の貨幣所得で家長が二才乃至六四才の家族のうち自宅の所有者は五七・四%であつた。

離婚又は別居せる婦人。貨幣所得が一〇〇〇弗以下で非農家の家長が婦人である家族の殆んど四〇%は離婚者か或は夫と別居中のものであつた。一〇〇〇弗乃至二〇〇〇弗の所得階級についての右の数字は三六%であつた。また三〇〇〇弗以上の所得の家族の家長が婦人であるもののうち離婚又は別居せる者は一九%足らずであつた。

家長の雇用。家長と申すのは通常扶養責任を有するものとみなされている。だから二一才以下或は六五才以上の者は扶養責任者としては明らかに不利であるといえるのであつて、この理由によつて報告書におけるいくつかの統計表においては家長が二一才から六四才までの家族に限定している。貨幣所得が二〇〇〇弗以下で家長が二一才乃至六四才の非農家数は約四五〇万であつて、このうち

一ニ〇万即ち約四分の一の家長は婦人であり、七〇万は白人にあらざる男子 (*nonwhite males*) であつた。 *nonwhite* なる用語はセンサスにおいて使用されたものであつて、この群の大分部分はニグロであり、一部はインディアン、中国人、日本人その他である。

一〇〇〇弗以下の貨幣所得者であり家長が二一才乃至六四才の家族における数字は更に顯著であつて約三八%は婦人が家長であり、白人の男性が家長となつてゐるものが半分足らずである。比較対照のために三〇〇〇弗以上の貨幣所得階級についてみると九〇%以上が白人の男性である。即ち所得が増加する毎に婦人の家長の占める比率は著しく減少してゐる。

低所得家族の家長となつてゐる二一才乃至六四才の婦人のうち調査当時雇用されてゐないか或は求職中の者の比率は驚くべき程高率であつた。即ち「一〇〇〇弗以下」の階級についてはその比率は六三%であり、次の「一〇〇〇弗乃至二〇〇〇弗」の階級では四六%であつて、三〇〇〇弗以上の家族の家長が二一才乃至六四才の婦人である者のうち就業してゐない者の比率は四一%となつてゐる。

低所得家族における二一才乃至六四才の有業家長の職業は一般に報酬の少いものであつた。婦人についての統計はこの事実をはつきりと示してゐる。即ち彼女達の五五・八%は「サーヴィス勤勞者」であつて、これに対し三〇〇〇弗以上の所得群における婦人家長の場合には僅か一七%となつてゐる。男子の場合は職業がもっと多様であるため、その差はそれ程顯著でない。しかし、それでも次の如き結果がでている。即ち勞働者として雇用されてゐる白人男子の家長の比率は低所得群におい

ては一六・四%であるのに対して三〇〇弗以上の所得群においては僅かに三・五%であった。低所得家族における雇用されてゐる非白人男子家長についてみると三六%は労働者、二〇・三%はサービス勤労者、二五%は職工 (operatives) となつてゐる。この三種の職業を合計すると八一・三%となる。

この種の統計において陥り易い陥穽は例えは低所得家族群における二一才から六四才迄の白人男子の家長の中に地主が一六%、専門職業者ならびに準専門職業者、経営者、官吏等が五・八%とゆう相当な比率を占めてゐる事実に対するものについてである。

専門職業者においてはその初期においては極端に低所得であることが特徴であるが、統計によつて低所得の彼等が果してそのような若い人々であるのか或は偶々困難な境遇に陥つた年配の人々であるかは判断しえないのである。同様にまた、たまたもその年惠まれなかつた地主と殆んど常に貧弱な生計を営む小規模の農民との区別は統計上では判別しえないのである。

教育、アメリカにおける児童の教育は現在では在学年数も延長され、今日の職業に対処しうるような体制が昔より著しく進歩してゐる。アメリカにおける産業が著しく進歩するに至つたため、ずつと以前に極めて不十分な教育しかうけないで職についた人々の不利は著しく増大するに至つたことは眞実である。現在二五才から六四才までの人々に關する統計は必ずしも精密ではないがその不利を反映してゐる。現在の目的にとつては、学校制度の現状に關する統計がはるかに重要である。家族の大きさ、低所得家族の大きさは比較的小さい。貨幣所得一〇〇〇弗以下の非農家二三〇万のうち六二%余はその家族員が僅か二名である。貨幣所得一〇〇〇弗乃至二〇〇〇弗の非農家四〇

〇万のうち二人家族が四五%を占めている。三〇〇〇非以上の貨幣所得の非農家においては僅か二六%だけがこのような小家族である。このような小家族は、家長の多くが六五才以上の者、寡婦、別居婦人或は二一才以下の者である場合に多いようである。

貨幣所得一〇〇〇非以下の非農家の数字によれば家族数四名のもの二七〇、〇〇〇、五人以上の家族数一九〇、〇〇〇となっている。最低貨幣所得家族において四人以上の家族数を有するものは大体二〇%である。ところが貨幣所得三〇〇〇非以上の非農家家族については、四人以上を有する家族の比率は四五%余である。低所得の四人以上の家族のうちどれだけのものが慢性的に貧困であるか、また、たまたまその年において低所得であったものがどれ位であるかは以上の統計数字では判明しない。この問題に解答を与えるためには更に包括的な研究を必要とするであろう。

低所得家族の支出の研究によると、自動車の購入に支出しているものがかなりの比率に達していることが分かる。この点については労働統計局がデンヴァー、ハウストン、デトロイトの三市における年貨幣所得二〇〇〇非以下（税引き）の消費者単位について行った研究もこの事を明らかにしている。慢性的に低所得の家族がその限られた資力を自動車の購入のために支出するのか或は一時的に低所得群に縮入されたものが購入するのかわかることは重要なことである。前述の三都市の調査において所得に比較して医療支出が比較的高いことはその調査の年における低貨幣所得の一つの理由として説明しうる可能性を暗示している。しかしこの場合においても問題はそれが慢性的なものであるか臨時的なものであるかとゆうことである。

III. 農家

貨幣所得の農家に対する意義は非農家に対する場合と同様ではないことは前にも述べた通りである。前記總會委員会の報告書におけるセンサス資料においては、一〇〇〇弗以下の貨幣所得が境界線として扱われている。そして農民の實質的な非貨幣所得と眞の貨幣所得の低評価の両者を考慮に入れてゐる。前記資料によると一七〇万の低所得農家の大体四分の一の家長は六五才以上であり、約一三〇万は二一才乃至六五才までの者が家長である。その数字のうち殆んど一〇%は婦人で、二〇%は白人以外の男子である。二一才乃至六四才の白人以外の男子が家長となっているものは五四万である。このうち四八%は貨幣所得が一〇〇〇弗以下であり、三七%は一〇〇〇弗乃至二〇〇〇弗であり、二〇〇〇弗以上の貨幣所得を有するものは僅かに一五%である。

この國のいかなる地方にも低所得農民が存在するわけであるが、特に南部において一般的である。南部には有色人種の農民の外に、白人の零細農民が存在している。彼等の農場の特徴は土地のやせていること、耕作地の零細なること、設備が原始的である等である。農業の機械化は彼等とすぐれた農民との懸隔を益々大にしたのである。零細農民や小作農民は良好な土地や近代的な施設を取得するに足るだけの資力を持たないことが多い。また彼等の多くは近代的な農業の遂行に必要な教育を受けていないため不利な立場にあるのである。

ここで我々が問題とせねばならないことは、このような零細農民や分益小作農やその他の貧困な小作農民が、養老遺族保険の下に被保険資格を取得し保持することのできるだけの所得を有するであらうかどうかとゆう点である。現状においては彼等の大部分は慢性的貧困者の範疇に属している。

このような基本的な諸問題が救済或は社会保障を通じて解決しうるかどうか甚だ疑わしいのである。

IV. 結論

低所得の個人ならびに家族に關して利用しうる統計は明らかには洗練されていないし、いくたの莫で缺陷がある。しかし少くとも次の結論を下すには支障はないと思われる。

(1) 低貨幣所得層には少くとも次の三つのグループが含まれている。その三者の曝出制社会保険に對する關係はそれと異っている。

(a) 能率的な勤労革命を超えた個人と家長。現行法において公共基金によつて資力を補足する方は主としてミーンズ・テストによる公共扶助にまたねはならない。

(b) たまたまその年度において困窮に陥り低貨幣所得層にはいった個人と家長。具体的に申すと最近に就職した青年、その年恵まれなかつた自營者、疾病、失業、労働爭議等の事由によつてその年一時的に所得が減少した人々はこの範疇に属する。養老遺族保険の保険対象の範圍が拡大された場合、おそらくこれらの範疇に属する人々は包括されるに至るであろう。不規則な所得を有する人々は平均所得とか決定職種における勤務年数とかの如き保険概念の使用によつて多少とも不利を免れないであろうが、これは些細な事柄である。

(c) 限界矣乃至準限界矣にある慢性的貧困者の個人ならびに家族。アメリカ型の保険制度の下において彼等が被保険資格の條件を満しうるかどうか極めて疑わしいのである。もし曝出制保険と公共扶助に關する現在の嚴密な區別がそのまゝ守られるならば、公共扶助によつて扶養する以外に方法はないであろう。この範疇に属する家族の一部、特に零細農民、分益小作農、その他の貧

困なる小作農の家族は比較的大であつて、子女は資力のないために不利な地位に立つことを免れないであろう。普遍的な、固定した所得税率によつて国民全体を漏れなく賄ふニュージブラント的な制度が慢性的貧困者の要求に応ずるすべからぬ方法であるかどうかに関する問題が提起されるのは、この種のグループの存在についてである。

(2) 慢性的貧困者は、その貧困の原因が革命又はその他の不幸或は彼等の限界的乃至準限界的身分によるものであらうと、アメリカ型の輸出制保険からは殆んど利益をうることはないであらう。しかしそれにもかゝらず、おそらく彼等こそこの国における最も困窮せる人々である。このよくな人々が、非輸出制年金思想を主張する指導者に追隨することは充分予想されるのである。

第六章 私的年金制度と退職金制度

過去四十年にわたつて、民間産業はその従業員に対して色々な形態の健康保険制度の設置や厚生施設を著しく増大せしめるに至つた。しかし年金制度の制定ははるかに少なかつた。その理由の一部は財政負担が絶えず増大するからである。一九二〇年代にも退職制度の問題がとりあげられたのであるが、過去数年にわたり再びこの問題に一般の関心が増大するに至つた。現行の年金計画は殆んどすべて社会保障法の運用が開始された以降において樹立されたものであつて、聯邦制度に対する補足物としての機能を發揮している。養老遺族保険において予想される修正に關聯して考察された労働関係の分野における最近の發展は、私的年金制度に關するある問題を暗示している。本章において我々は發展の諸力を調査し、経営が近い将来において直面する可能性のある問題を提示しよう。

I. 一般的規定

年金制度の規定には非常に広汎な相違がある。例えば退職年金は五五才から七〇才まであるし、また男女によつて相違していることもしばしばある。退職給付額も著しく相違している。更に将来の給付を賄うために積立てられた基金の運用も色々ある。一般に雇主は支拂貸銀額の一定率を支払うことが要求されており、それは組合或は組合、雇主ならびに一般大衆を代表する委員会によつて管理される。使用人が退職基金に対して有する請求権も制度によつてその内容が相違している。いかなる権利も与えられていない場合は比較的少い。部分的な権利しか与えられていない場合もあるが、大体において使用人の権利は一定の最低条件を満した場合は完全であつてそれの変更は許されない。

退職金制度を賄う主要な方法としては次の二方法がある。一つは使用人と雇主の両者の曝出による方法であり、他は雇主のみが負担する非曝出的な方法である。年金制度の最近における発達とその強力な主張の分析に際し、我々は主として雇主のみによつて賄われる制度——それが会社年金、組合年金であろうと、労資ならびに大衆を代表する理事会によつて管理される信託基金であろうと、いづれたるを向はず——について論ずるであろう。

II. 退職金制度採用の基本的契機

退職金制度なるものは色々な莫が考慮されて採用されてきたものである。最も重要な契機の一つとして考えられるものは、おそらく長期の誠実な勤務に対して褒賞金を共えるとゆう考え方である。この莫からみた場合、年金は据置かれた報償とみなすことができる。これに類似したものは、年金

一八
制度なるものはそれによつて会社が老令の使用人に対する責任の遂行を可能ならしめる一制度であるとする見解である。ある会社では、年金制は、老令者が能率的な活動ができなくなつた時その退職を可能ならしめる会社の健全な管理政策の必要な一部とみなしてゐる。老令者の退職によつて若い使用人達が責任ある地位に就くべき機会が興えられるのである。若い有能な人々の昇進による清新な思想の浸透は会社にとつて有益である。しかしある場合においては、年金は会社の労働者移動を抑制して安定を促進する目的で使用された。例えば戦時中労働供給が特に窮乏であつた時期においては、このような目的は重要な意義をもつていた。

年金制度を肯定するもう一つの見解は、労働者の老令化は機械設備の消耗に匹敵するものであつて、同様に更新されるべきものであるとなすものである。退職給付に關するこの見解は一般に労働組合の認めつゝあるところであつて、たとえば次の如く述べられている。『人間機械』（使用人の修理と更新は……企業の合法的責任であり、最低の保護は政府の責任である。その意味するところは、労働者は單なる商品にすぎない、従つて個々の労働者にその老年期に對しなんらかの備えをする責任を課することは不可能であると申すのである。』

註 “*Communitation*” by Harry Becker, Director, Social Security Department
N.A.A. in Washington Post Oct. 16, 1949, ペリラム 前掲書一三三頁

物的資本の消耗を考慮に入れると同時に他方において更新資金の金額或は一部を蓄積せんとする減価政策は従来不可欠なものとして考えられてきた。この考え方は労働力についても同様に適用せられるのであつて、老令の労働者の退職に備ふる基金の設置は高水準の労働効率維持に役立つと考

えられるのである。

戦時中における次の三個の要因の発展は、民間産業における年金制度特に雇主の賄ふ制度の発達を促進した。

(1) 第一は一九四三年の歳入法 (The Revenue Act of 1942) の修正である。これによつて会社の年金基金に対する課税に關する規定が明確にされた。会社の退職金支拂は一定の限度内において合法的な税控除の対象として認められることとなった。更に重要な意義をもつたものは、極めて高率の会社所得税と超過所得税の賦課であつた。かくて年金の重要な部分はそれでは税として國家に納入せられべき基金によつて賄れることになる。この歳入法の通過以來、民間産業年金実施の増大したことは、国税局の資料が示している。一九四五年の六月廿日までの三年間に、国税局は八五〇〇の制度を承認し、現在年約一〇〇〇の件で新規実施のプランを承認しつゝある。以上の数字には利益分配制も含まれており、その一部は実際には年金処置のものである。従つて嚴密に利益分配計画の数は全体の極く一部分にすぎない。

(2) 会社年金制度増大の第二の要因は、第二次大戦中に会社が賃銀統制を免れるための方として利用したことである。一九四三年四月の「水準固守」命令によつて、戦時勞働局が賃銀上昇を防止するに至るまでは、価格統制は実施されなかつた。次の二ヶ年間に（一九四五年八月の賃銀統制撤廃まで）における賃銀引上げの大部分はいわゆる「*fringe*」調整に限定された。しかし一部の会社は賃銀率引上げの代りに年金支給をみとめられた。

健全な年金制度とゆうものは、使用人と雇主の両者に対して利益を与えるものでなければならぬ。使用人は主としてこの制度の永續性に関心をもつてゐる。その理由は、この永續的存在によつて勞働

者は保障を受けることができ、失業と老年期における生活扶助についての苦勞と不安から免れることが出来るからである。他方において会社は、年金制度が効率的な勞働力の維持に貢献し、一般道徳ならびに勞資關係を改善する限りにおいて利益を受けるのである。更にまた年金制度は会社と公衆との關係を良好化するに役立ちうるであらう。しかし会社による利益の実現如何はむしろ大部分使用人に対してこの制度が利益を興えるかどうにかかっているといえるであらう。

年金制を長期にわたって継続しうる可能性はいくたの要因に依存している。その最も重要なファクターは会社が好況、不況を通じて必要な曝出を行いうる能力である。過去において比較的安定せる生産と収益をあげた記録を有する会社は、あきらかに年金制実施上有利な立場にあるといえるであらう。

Ⅲ 年金コストの意義

過去の経験によると、予想される退職に対し予め定期的に基金を曝出する制度を樹立しておくことは年金制度の實施に大いに役立ちその成長を擁護するものであることを示している。一九三〇年代の恐慌の勃発によつて基金を持たないで年金制度を行つてゐる多くの会社は中止せざるをえなくなつた。その理由は退職せる以前の使用人のために必要とする支出が余りにも巨額の負担となるからである。例えば聯合鉾山勞働者厚生退職基金 (*The United Mine Workers Welfare and Retirement Fund*) — これは *Pay-as-you-go system* をとつてゐる — は約三万人に対する退職勞働者に対する年金を中止せざるをえなくなつた。この中止はこの制度の開始後一年余で行われただのであるが、直接の原因は鉾山勞働者の就業中止と鉾山経営者の基金への支拂停止であつた。

しかし、基金の年金支拂能力は不況期によつてまた同様な制限を受けるであらう。退職鉱山労働者に対する保障は一にかゝつて高水準の生産継続にある。

現在の年金制度の大部分は将来における年金支拂義務を予期して年々繰出することを規定している。このような繰出方法によつて、年金受領権限は将来給付を受ける時の企業活動の水準や収入状況のいかんにかかわらず確保されるのである。

経営者は、健全な構想に基いた年金制度によつて長期的な利益を受ける反面において不断のコスト負担のあることを充分認識している。財政状態、競争或は不安定な将来における対外的要因の變化に対し退職金制度を適応せしめる目的を以て戦時中会社は雇主によつて苛まれる制度を採用する傾向があつた。高税率であることもこの傾向を促進する一つの要因であつたであらうが、總労働コストに対して占めるこの重要な部分に対する経営側の支配権を保持せんとした希望こそおそろくその主たる原因であつたと思われる。会社が年金を納る形態においていわゆる *parage*、賃銀増加を認めるとやうな戦時労働局の決定もこの傾向を促進する一つの要因であつた。最近の調査によると会社が必要な基金支出を行うことができなくなつた時における使用人繰出を規定した新しい制度が存在している。戦争以降において新しく改訂された年金制度の半分以上は使用人の繰出をも含んでいる。一九四五年以降において採用された二五五の年金制度に関する *The National Industrial Conference Board* の研究によると雇主、使用人両者の繰出を規定した年金制度を採用したものは五八・八%を占めている。一九四五年の秋賃銀統制が撤廃されて以来賃銀率の急激な上昇に鑑みて、使用人もコストの一部を負担するならば年金支出も合理的な限界内においてより立派に維持

し運営できるとの考えを持つに至つたと思われる。

一九三五年の社会保険法の通過によつてコストが増加するに至つたため、多くの会社はそのコスト引下げのため年金給付の低下によつて調整を計らざるをえなかつた。このような過程は一九三九年の社会保険法修正に際しても繰返し行われた。今日多くの大規模な年金プログラムが養老遺族保険に統合されている。ある種の年金制度では、養老遺族保険における賃銀の最高限度である三〇〇〇弗以上の賃銀又は俸給を有する者にのみ会社の退職金を支拂うことを規定している。またある種の制度では、受給者が联邦制度から受領する養老退職給付の半額に等しいだけ控除して規定額の最低の年金を支給するようにしている。その他いろいろの方法が使用されているが、その目的は――すべてに共通であるが――不必要なコストを避けることにある。年金制度におけるこのような調整が行われなかつたならば、会社は保険によつてカザアールとされた賃銀、俸給に対して給与税を支拂うことになり、三〇〇〇弗までのすべての賃銀、俸給に対して会社年金として二重の支出を行うことになるであらう。

H・R・二八九三或はH・R・六〇〇〇において提案されているような養老遺族保険におけるカザアールとされる俸給が修正された場合、おそらく大概の会社は「カザアール」されるより高い俸給水準で合計して総年金コストを引下げる目的を以てその年金制度を直ちに再検討するであらう。このような再検討と調製は将来における修正の度毎に行われるであらう。そして養老遺族保険の拡大的修正が生計費即ち最低生活水準の変化と共にかつ国家の堪えうる経済力についての新しい概念と共に期待されるであらう。

IV. 年金と団体協約

経営側は今日ではや会社年金について一方的な行動と決定の自由をもつていない。過去においては雇主はその年金制度については通常協議乃至は交渉を行うことなく自由に修正を行ったのである。多くの場合非職出制の信託基金型の年金制度が主として選択されたのである。それはこの制度によれば経営は年金政策に対して最大の支配権を把握することができたからである。しかるに最近の事例において労働調整局 (*The National Labor Relations Board*) は *the Inland Steel Company* のケースについて会社は使用人側と協議せむして年金制度の改訂を行うことを得ずとの判決を下したのである。年金は据置報酬とみなされた。従つてそれは賃銀の一部とみなされねばならない。団体協約に服さねばならないのである。弗セアツピール巡回裁判所はこの判決を支持し、大審院はこのケースの再審を拒否した。弱体の労働組合をもつ産業会社は別として、経営側は年金政策や年金コストに対する効果的な統制力を喪失してしまつた。

雇主は今日の段階では、年金制度の制定と改訂は労働協約の領域内にあるものであり、かつそれはサーヴイスに対する報償の一部をなすものであることを認識せねばならない。かくて組合はより多額の直接的賃銀、より有利な年金規定或はその両者を要求するであらう。個々の勤労者は一般に四のオ乃至四五オになるまでは老後の不安については関心を持たない。若い勤労者は賃銀の増額にもつと関心をもつてゐる。多くの会社の労働者は平均年令でみると一般に若い。例えば一九四七年にフォード会社において一時間賃銀につき直接一五仙増額するかそれと等しい増額を退職制度に織り込んで支拂賃銀の方は一時間あたり七仙増額するかいづれかの方法を選択するかを求めた時、組

合員大衆は圧倒的に前者の方法に賛成したのである。

しかし組合の指導者達の見解は異っている。彼等は其の個人的威嚴の維持と組合の強化をはからねばならない。過去の経験の示している如く、何等かの理由で賃金値上げの主張が通らない場合、年金に対する要求を提出するのである。ある組合で年金取得に成功するならば、他の組合ではそれと等しいものを獲得せねばならない。かくておそろく将来において年金制度に対する要求とその改訂は団体協約において重要論点となることであらう。

団体協約を通じて樹立された年金制度は、組合員を組合に永久に結びつける機能を發揮する傾向がある。年金を受ける資格をもつためには勤続期間中から退職に至るまで組合員であることが必要である。組合から脱退することは、年金の特権放棄を意味する。使用人がこの制度の下においてある年数の間働いたとゆう事実によつて、その年数について養老給付に対する契約上乃至は既定の権利をなんら取得するものではない。例えば連合鉱山労働者厚生退職基金や全国電気事業給付協議会は特に、個々の労働者は将来の退職給付についてなんら契約上の利益乃至既定の利益を取得するものがないことを規定している。このような任意年金制度はかくて労働組合員の資格維持——これは労働組合指導者にとつて重要事項である——に重要な役割を演ずる可能性がある。

現存の非課税制の会社年金制を联邦政府の養老遺族保険制度と調整せしめることは、会社年金制は報酬の一部であつて従つて団体協約に従うものであるとの判決のために複雑な問題となつてゐる。もし養老遺族保険について追加的な給与税の支拂を要求せられた雇主が、その課税を自己の

会社の年金制に対し選元することを申出でるならば、このような行為は報酬の削減であるとの論議をおそらく受けるであらう。この見解は既に、電器関係労働者の八組合の聯合である東部海岸電話労働組合同盟の代表者によつて述べられたところである。これらの年金制度のあるものは社会保障法以前に或は養老遺族保険給付の拡大とそのコストを増大せしめた修正法以前に樹立されたものであるとの事実によつて、雇主はこの年金制度放棄の権利——その制度創設の際にはその権利が保留されていたのであるが——は与えられていないようである。

V. 重要な諸問題

以上の如き私的年金の分野における最近の傾向はいくつかの重要な問題を提起するのであつて、それらの問題についてこゝで簡単に触れておこう。しかしここでは單に問題の提起にとめておく。

(1) 私的年金制と聯邦の養老遺族保険との関聯をいかにするかの問題である。もし政府が殆んど普遍的な強制退職制度——四八〇の弗までの所得に課税し、給付の基礎をその額におく——を主張するH・R・二八九三の如き提案を採用した場合において、会社の年金制は完全に廢止すべきであるか、それとも養老保険給付に対する補足的な手段としてのみ存続せしめるべきであるか、或は政府制度において不足を保障するに必要な範囲においてのみ給付を支拂い、それ以上は民間の施設——その最も重要なものは私的退職金制度である——が補足するものとしてこれに委任すべきであるか。

(2) 私的退職金制度はしばしば使用人にも与える刺戟を増大する目的を以て実施される。給付は実行したサーヴィスに対する報酬の一部であり、その組織に雇用されるような型の労働者に魅力となるように仕組まれている。もし政府が所得の最初の四八〇の弗までの分につきすべての者に等しく普

適的な國民的制度を代用した場合、生産が行われている個々の組織内における刺戟に及ぼす効果は、
 どうかであろうか。

(3) 成熟せる退職金制度における年々の給付支拂の負担は極めて重い。國民總計は、H・R・二八九三に提案された如き殆んど普遍的な強制的退職金制度と私的会社年金制度の兩者を賙うる能力を有するであろうか。政府制度を賙うための課税が増加する時、二箇の制度の負担は堪え難いものとなるであろうか。経営側において設置された非醸出的年金制度を維持するに要する賃金は結局において利潤或は財貨、サーヴイスの販賣のいづれからか得られねばならない。もしそれが利潤から出てくるのであるならば、現行税法においては、そうでない場合に会社が一般目的のために国庫に拂い込む額を減少せしめるであろう。もしそのコストが生産コストに埋没せしめられるならば、価格は影響を受けるであろう。そしてその制度から予期される給付はそれに応じて減少することとなるであろう。

以上の如き諸問題については、國民がH・R・二八九三に具体化されている如き広汎なプランに乗り出す前に充分注意深い考察を行うべきであろう。

次に我々は最近におけるアメリカの労働攻勢と退職年金制度の動きについて一言触れておこう。アメリカの労働運動における労働者側の要求はもっぱら経済的なものであつて、政治的な関與性は極めて少いことはその特徴であるが、その経済的要求の中心は従来賃銀値上げにあつた。しかるに終戦後の新動向として、賃銀値上げよりはむしろ退職金や厚生基金などの如き社会保険的なものに重きがかけられるに至つたことは注目すべきである。例えばC.I.O.で最も勢力な組織をもつといわれ

る米鉄鋼組合では一時間世ビントの賃銀引上げと共に大卒の停年退職者と労働不能による退職者に毎月一円の半の年金支給を要求し、同じくC.I.O.の自動車組合は賃銀引上げと厚生基金と年金支給の三者を要求したのである。

このような動きは昨年下半年以降特に活発化し、九月十月のアメリカ経済の勃興を中るが故に鉄鋼、石炭争議もその争議史の中心は右のようを要求にあらたのである。かくして上の米労組組合はその統一要求として最低一ロリ半への政府給付を含むもの退職年金給付とその金額会社負担をかける闘争を展開し一部の会社では大抵その要求通りの年金制度を獲得するに至つた。例えはこれをアード自動車、バスレハム製鋼、インランド製鋼の三者についてこの制度によつて労働者が受ける内容を示すと次の通りである。

① 三社の労働者退職年金比較（単位半）

政府社会保険 会社による 追加年金 計

(1) 勤続十五年以上	
アード	八三九
バスレハム	八三九
インランド	八三九
(2) 勤続三十年以上	
アード	八五八

(イ) 勤続五年以上

ベスレヘム	八五八	一〇五	九六〇
インランド	八五八	一〇五	一、二二八

(ロ) 勤続三年以上

ツオード	八七七	一〇五	一、〇〇〇
ベスレヘム	八七七	一〇五	一、〇〇〇
インランド	八七七	一〇五	一、二二八

(ハ) 勤続二年以上

ツオード	八九七	一〇五	一、〇〇〇
ベスレヘム	八九七	一〇五	一、〇〇〇
インランド	八九七	一〇五	一、二二八

備考 (イ) 年平均賃銀のりり率のものについての年額

(ロ) 政府社会保険計画による年金は本年度修正予想額による。

(ハ) ツオード、ベスレヘムの二社では会社の金額負担、インランドでは会社、労働者の同額負担となっている。

(イ) 本表は「世界週報」三二巻一〇号、昭和三五年三月八日号による。

このような民間における老令退職年金制度は「ベスレヘム方式」とも呼ばれているが、今後ますます政府産業部門に拡大実施されていくことは充分予想されるのである。そこで我々公団同世組はならぬこととはこのような民間における勤向と社会保険制度協定の要求との関与である。そこには三つの

重要な問題が伏在してゐると思われ。即ち第一は勞資間の關係である。前にも述べた如く退職金或は退職年金の額は勤続年限、賃銀、退職の理由等によつて相違するが、少くともその根柢にはかかる給付は勞働者が勤続年間のサーヴイスによつて築きあげた公正な權利であり、正當な報酬であるとの思想がある。そして現実には個々の会社における勞資の勢力關係によつて決定される。雇主側からみれば生産コストの一部であり、勞働コストの一部である裏において企業經營に及ぼす影響も少なくない。ここに今後尚勞資間にいくたの問題を提起せしめる根拠がある。第二は資本家と社會保障制度との關係である。企業自体が負担せねばならないよう厚生施設と社會保障制度によつて國家に負担を転嫁しようとする欲望のあることである。社會保障制度拡充の一般的要求が雇主の利益と結びつく可能性の存することである。第三は社會保障制度拡充とゆう機能の拡充は、民間側が反撥せ承す國家機能拡大の一部を占むものであるにもかかわらず前記のようになつて民間側に經濟側はこれに賛成するところ矛盾が指摘される。以上の如き色々な問題と矛盾を孕みながら、社會保障の動きは經濟構造の變移と共に、いわゆる厚生國家の理念の中に具體化されてゆくことであらう。